

図表2 遺言書2形式のメリットとデメリット

遺言書の形式	メリット	デメリット
自筆証書遺言	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺言書を一人で作成することができ、手続きが簡単</li> <li>お金がかからない</li> <li>公証役場に行かずに済む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分で遺言書を作成するため、形式の不備などが起こりやすい</li> <li>家裁での検認手続が必要(※)</li> <li>偽造されやすい</li> <li>紛失や見つからなかった場合には、遺言の効果が失われる</li> </ul>
公正証書遺言	<ul style="list-style-type: none"> <li>公証人が遺言書作成に関与するため、形式不備の心配はなくなる</li> <li>遺言書の原本が公証役場に保管されるため、紛失の恐れがない</li> <li>遺言書を家裁で検認手続する必要がないので相続人の手間を省略できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>費用がかかる</li> <li>証人二人を用意しなくてはならない</li> </ul>

※「自筆証書遺言書保管制度」を利用した場合には、検認手続きは不要(出所)筆者作成

親の悩み

2

財産を相続させたい相手がいないけどどうしよう？



子

や相続人がいない、子が「負動産」などの相続財産はイヤと言っているという家庭は意外に多い。そうしたケースでは、最終的に相続人不在の場合の相続手続きを取るようになる。

相続人が不在の場合には、債権者や受遺者への支払いの後、特別縁故者への分与を経て、残りの遺産は国庫に帰属することになる。しかし、代々受け継いできた土地や財産が国のものとなることに抵抗を感じる人もいる。

そこで、遺産を相続させた相続人がいないものの国庫に帰するのは嫌だという場合に有効な、生前贈与や遺言書

等について解説する。

引受け手は隣人やマッチングも選択肢

子が相続財産を相続したくないと言っており説得の余地がない場合、あるいは相続人がいない場合には、何よりも相続財産の引受け手を見つける必要がある。

子にとって不要の財産であっても、他者から見たら有用な財産かもしれない。まずは隣人など、その財産に特別の縁がある人が候補者となる。他にも空き家バンクやマッチングサイトの活用も考えられる。このあたりは、相続財産を引き取ってもよいと考える

法人などに対して寄付を行った場合には、所得税の計算上、寄付金控除という優遇措置が設けられている。

〈相続後の譲渡〉

死亡時に遺された財産については、財産の受贈者や寄付先について遺言書で定めてお

く方法が有効だ。民法では遺産相続について、法定相続人とその相続分を定めているが、個別の事情により特定の者に財産を相続させたい場合など、被相続人の遺志を遺産分割に反映させるのが遺言だ。

遺言書を作成する

- ① 自筆証書遺言と② 公正証書遺言の2種類がある。
- ① 自筆証書遺言
- 自筆証書遺言は遺言者自身で作成する遺言書のことで、遺言書の本文を自筆で書き、最後に作成日

お悩み解決の POINT

相続させたい相手がいない場合は引受け手を探すこととなり、隣人や空き家バンク、マッチングサイトの活用等が選択肢となる

自筆証書遺言と公正証書遺言にはそれぞれメリットとデメリットがある。ポイントを押さえ、お客様への情報提供に活かそう

人について、あらかじめ親族等の関係者に聞き取りをしておきたい。

相続財産が国に帰属するのが嫌な場合はこのように相続財産の引受け手を見つけ、生前贈与や譲渡、寄付、遺言書等で対策を行う必要がある。

〈相続前の譲渡〉

生前に無償で財産を譲渡するのであれば「贈与」、有償で譲渡するのであれば「売買」となる。管理に費用と手間のかかる、いわゆる負動産については、無償で贈与することになっては致し方ないといえる。

譲渡に係るコストであるが、贈与であれば譲受人に対

と氏名を署名押印する。遺言書本文は自筆で記し、遺産目録についてはパソコンでの作成や通帳等のコピーを添付することが認められている。

②公正証書遺言

公正証書遺言は公証人が作成し、公正証書という形で遺す遺言のことだ。証人二人の立会いの下に遺言者が遺言の趣旨を公証人に伝え、公証人がそれを筆記し、これに遺言者、証人及び公証人が自署押印することにより作成する。

自筆証書遺言書は保管制度もあり普及

自筆証書遺言はその手軽さに加え、2020年7月10日

から法務局で保管する「自筆証書遺言書保管制度」が始まったこともあり、より身近なものとなった(図表1)。とはいえ公正証書遺言の方が安心という声も多く、実際に金融機関の支援メニューでも、公正証書遺言の作成を案内することになると思う。

その他、両者のメリットとデメリットについては、図表2にまとめたので確認してほしい。

支援の際は、詳細な制度内容や手続きは専門家に任せることになるだろうが、お客様への情報提供として各形式のメリットやデメリットを把握しておいていただきたい。

図表1 自筆証書遺言書保管申請件数(累計)



(出所) 法務省「遺言書保管制度の利用状況」より一部抜粋